

科学技術区域（ゾーン）への奨励付与

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S.1 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 科学技術区域(ゾーン)への奨励付与

STI(SKILL, TECHNOLOGY& INNOVATON)の開発奨励に関して、投資奨励法の増補改正(第3版)仏暦 2544 年、仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条、および 31 条の第2段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、以下の布告を發布する。

1. 科学技術区域(ゾーン)への奨励付与の開始

委員会布告 No. 2 仏暦 2543 年 8 月 1 日付末尾の奨励を付与する事業の種類、規模、条件表の7類に関して、以下の内容を増補し、業種及び条件を規定する。以下による。

業種	条件
7.25 科学技術ゾーン事業 (科学技術団地)	1. 特別の国家に対する重要性有用性を持つ事業とする。第 31 条の第 2 段による法人所得税免税の割り当てを規定しない。 2. 立地ゾーンの区別なく機械に関する関税免除を受ける。 3. 立地ゾーンの区別なく 8 年間の法人所得税の免除を受ける。 4. 法人所得税の免除を受けた期間の最後の日から数えて 5 年の期間、純益に対する法人所得税の 50%の減免を受ける。 5. 製造業のための INCUBATION CENTER を持たなくてはならない。 6. 国内外間の電気通信テレコムシステムを持たなくてはならない。 7. 継続的な予備電源システムを持たなくてはならない。 8. 投資委員会が同意を与えるところに従いインフラ設備を持たなくてはならない。

2. 科学技術区域(ゾーン)を投資奨励を受けあるいは投資奨励地域として投資奨励委員会より同意を受けた場所と定める。

3. 第2項により、科学技術区域(ゾーン)内に構成される以下の投資事業に、科学技術区域(ゾーン)を構成する者と同様の権利恩典を受けさせるものとする。

- (1) エレクトロニクス関係のデザイン事業(業種 5.7)
- (2) 研究開発事業(業種 7.12)
- (3) 科学実験サービス事業(業種 7.13)
- (4) CALIBRATION(業種 7.14)
- (5) 教育機関あるいは職業訓練事業(業種 7.15.1)

これらに関して、仏暦 2546 年(2003 年)11 月 19 日以降有効となる。

布告日 仏歴 2547 年 1 月 9 日
署名 (ソムキット・チャトシピタット)
副首相 委員会議長代行

注: この翻訳は、2004 年 1 月 9 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。